

公立大学法人横浜市立大学における研究活動の不正行為に関する調査報告書 概要版

1 経緯

公立大学法人横浜市立大学（以下、本学という。）所属学生を筆頭著者、本学所属教員を責任著者として公表した論文（平成30年3月9日公表、以下「当該論文」という）について、平成30年10月に図表に不正行為の疑いが発覚した。

責任著者が学術誌に上記の不正行為とは無関係の誤記修正を依頼した際、図表のオリジナルデータの提出を求められたため、責任著者が自ら当該論文の図表とオリジナルデータを精査した結果、図表に捏造または改ざんと思われる行為が発見された。

平成30年10月23日に責任著者から所属長に自己申告がなされ、所属長が事実確認後、平成30年11月21日に大学に連絡された。なお、当該論文は、責任著者が学術誌へ申出を行い、平成30年10月29日付で撤回されている。

この自己申告について、不正行為を行ったとする者の名称及び事案の内容・理由が、論文の取り下げ理由により明示されていたことから、「公立大学法人横浜市立大学研究活動の不正行為及び研究費の不正使用防止等に関する規程」（以下、「規程」という）第12条6項に定める研究者コミュニティ等により不正行為の疑いを指摘された場合に準じるものとして扱い、予備調査を実施した。その結果、不正行為が疑われたため、平成30年12月28日に本学研究不正行為等防止の最高管理責任者である理事長により、本調査の実施を決定した。

2 調査体制

本学研究不正防止推進責任者を委員長とする5名（学内者2名、学外者3名）で委員会を組織した。

	所属	役職	氏名（敬称略）
委員長	横浜市立大学	事務局長	宇都木 朗
委員	横浜市立大学	国際総合科学群長	篠崎 一英
委員	東京工業大学	教授	一瀬 宏
委員	横浜国立大学	教授（学長補佐）	平塚 和之
委員	明大昭平・法律事務所	弁護士	池田 直樹

3 調査内容

(1) 調査期間

平成31年2月14日～平成31年3月8日

(2) 調査対象者及び対象研究活動

- ア 本学所属学生：筆頭著者
- イ 本学所属教員：責任著者
- ウ 不正行為が疑われる当該論文1編
- エ 責任著者が本学に着任後、責任著者として公表した論文4編

(3) 調査方法・手順

- ア 書面調査：当該論文 1 編・他 4 編・実験ノート・学会発表資料・実験結果の確認、不適切な箇所の照合
- イ 調査対象者への聞き取り調査：対面による事情聴取
- ウ 調査対象者の周辺学生へのアンケート調査

4 調査結果の概要

調査委員会による調査結果を踏まえた本学の結論は以下のとおりである。

(1) 結論

当該論文内のデータについて、オリジナルデータの有無や、画像データが別の実験結果から流用されていることが分かる関連資料（実験ノート、実験結果の画像データ）の確認及び、調査対象者への聞き取り調査の結果、特定不正行為の「捏造」に該当すると認定した。

また、筆頭著者を「不正行為に関与した者」として認定した。

なお、責任著者については不正行為への関与は一切なかった。しかしながら、責任著者としての注意義務を怠った点から、「不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者」として認定した。

(2) 認定の理由

ア 当該論文の図表（Figure1, Figure2, Figure3, Figure5, Figure6）について、異なる実験結果で得た画像・データが流用されていることを確認し、「捏造」と認定した。

イ 聞き取り調査において、筆頭著者は故意に図表を操作したことを認めた。また、筆頭著者からはほとんどオリジナルデータが提出されず、不正行為の疑いを覆すに足る客観的証拠は出されなかった。

ウ 責任著者は、筆頭著者に研究上の助言や論文の添削は行っていたものの、筆頭著者を学生としてではなく優秀な共同研究者として認め、実験を任せていた。そのため、筆頭著者からはトリミングしたデータをパワーポイントでまとめた資料により実験の報告を受け、その内容を信頼したものであり、不正画像データの作成には関与していない。なお、責任著者は不正行為を発見した後、迅速に所属長や大学に報告しており、不正行為を隠蔽しようとする意図はみられない。

聞き取り調査では、筆頭著者は、責任著者から研究の成果を急かされるようなプレッシャーを与えられたことはないと明確に証言しており、責任著者が不正行為に一切関与しなかったことは明らかだった。ただし、当該論文の責任著者として論文の内容に関する監督責任はあり、論文の発表に至る過程でオリジナルデータの存在やその内容確認が十分ではなかったことは、責任著者としての注意義務を怠っていたと言わざるを得ない。

5 不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金の額及びその用途

筆頭著者が当該論文の研究内容を学会で発表しており、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究課題からの支出として、その学会参加に係る旅費が筆頭著者に支払われていた。

(48,592 円：平成 29 年度支出)

不正行為により加工・再使用した図を用いて研究発表を行っているため、この学会参加旅費については不正行為に直接関連する支出といえる。

筆頭著者が関係した研究活動への支出は他になく、責任著者への聞き取り調査における確認を踏まえて、上記の旅費以外の研究費は適切に使用されていたと判断した。

6 本学がこれまで行った措置の内容

調査対象者に本調査結果を通知し、調査に対する不服申立て期間終了後、調査対象者 2 名から不服申立てがないことを確認した上で、本学の「職員懲戒規程」及び「学生懲戒規程」に基づき学内における処分を行った。本件は責任著者の自己申告により発覚し、この自己申告を通報に準じるものとして扱うものであるが、当該論文は自己申告を受け付ける以前の平成 30 年 10 月 29 日付で撤回されている。そのため、規程第 35 条 3 項にもとづき当該不正行為等に関与した者の氏名・所属は公表しないものとする。

7 特定不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因について

本件は学生が関与した不正行為であるが、学位取得のための限られた期間で、研究成果を出さなければならぬというプレッシャーや、「進路に対する不安」による焦燥感が背景にあった。聞き取り調査での証言を踏まえると、筆頭著者は、短期的に成果を上げるため、ある程度結果が予測される実験について、実験結果より論文内容の論理的整合性を優先させてしまい、実験結果を捏造するようになったと考えられる。

筆頭著者は本学で 2 回、e ラーニングによる研究倫理教育を受講しており、研究倫理に関する基礎的な知識は有していた。その上で今回の不正行為を行っているため、研究倫理教育は十分ではなかったと考えざるを得ない。

また、責任著者は、筆頭著者を学生としての立場を超えて、共同研究者のような信頼を寄せていた側面があり、オリジナルデータの確認が十分ではないまま論文投稿に至り、結果として研究不正行為を防止することができなかった。本学では研究データの保存期間は規程第 3 条 3 項により定めているが、その徹底と周知は十分ではなかったと言える。

また、オリジナルデータそのものが消去されていたものもあり、研究室におけるデータの管理が学生に委ねられていたことも要因の一つとなったといえる。研究室における研究データの適切な保存・管理について具体的な例を示すことや、論文投稿時のオリジナルデータの確認の徹底が不十分であった。

(2) 再発防止策

本学では、「横浜市立大学研究ポリシー」及び「公立大学法人横浜市立大学における研究費の使用等に関する行動規範」を定め、研究の不正防止に向けての取り組みの決定及び不正防止に対する意識共有のために理事長を最高管理責任者、学長を統括管理責任者として研究不正防止計画推進委員会を設置し、公正な研究活動の遂行に努めてきた。

平成 26 年の文部科学省のガイドライン改正にもとづき「公立大学法人横浜市立大学研究活動の不正行為及び研究費の不正使用防止等に関する規程」を定め、研究不正防止に取り組んでいる。

研究を行う者や研究に携わる者、競争的資金等の運営・管理に携わる全ての教職員等を対象として研究倫理教育を行っている。その一つとして APRIN e ラーニングプログラムの受講を教職員及び大学院生に義務付けている。併せて、大学院生に対しては講義形式のセミナーや、コンプライアンス研修への参加を

促す等の取り組みを行っている。学部生については、入学時のオリエンテーションで基本的な不正行為に関する注意喚起を行い、全学部学生の必修科目である共通教養ゼミにおいて、学術的なレポート作成の指導を行っている。

また、公的研究費等の適切な執行の確保を重点項目とした内部監査を実施し、その結果を教員に個別にフィードバックするなど実効性のある体制を整備している。

教職員に対しては、各年度 3 回実施する研究費説明会において、内部監査結果を共有するとともに、他大学の研究不正事例の紹介や注意喚起を行っている。また定期実施する研究室巡回において、研究データの保存状況を確認している。

しかしながら、本件のような研究不正行為が発生したことは大変遺憾である。改めて研究不正防止の重要性を自覚し、調査委員会の調査結果をもとに、次のように再発防止に向けた取組を強化していく。

なお、再発防止策については、研究不正防止計画推進委員会により、実効性のある対策を具体化し、決定していく。

ア 学術雑誌への論文投稿に際する学内投稿基準等の策定

論文を投稿する際の注意事項やオリジナルデータの管理方法について一定の基準を示すことを検討する。これにより、論文投稿前のオリジナルデータの確認と、実験ノートの記載やオリジナルデータ保存の基本原則について学内に周知徹底する。

イ 研究倫理教育の強化

e ラーニングの受講徹底と合わせて、研究不正についてケーススタディを取り入れた FD・SD 研修の実施を検討する。特に研究室を運営する教員間で具体的な事例を共有することで、未然に不正を防止する風土を醸成する。

また、学内の定例会議において研究不正事例を紹介する等、研究不正行為に関する繰り返しの周知を図ることや、基本的なルールの理解と遵守について公正な研究活動に関するガイドブック等を活用し、教職員及び学生への周知徹底を図る。

お問合せ先	
横浜市立大学 研究推進部 研究基盤課	Tel 045-787-2019